

高知市共催及び後援に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成27年9月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の普及、奨励及び発展に資する事業に対して共催及び後援（以下「共催等」という。）をする場合における承認に係る手続その他その適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 主催者の一員として、事業の企画又は運営に参画することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(名義)

第3条 本市が行う共催等の名義は、高知市とする。

(承認対象者)

第4条 共催等の承認の対象となる者（以下「承認対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体及びそれらの機関
- (2) 教育機関及び教育研究団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共的団体
- (4) 教育、文化及びスポーツ団体並びに学術研究団体
- (5) 新聞社、放送局等の報道機関
- (6) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、承認対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、共催等の承認の対象としない。

(承認対象事業)

第5条 共催等の承認の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 事業の内容が、本市の施策に合致し、教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の普及、奨励及び発展に資するとともに、市民の福祉の増進等市政の発展に寄与するものであること。
- (2) 事業に政治的又は宗教的活動が含まれていないこと。
- (3) 原則として、本市の区域内で開催される事業であること。
- (4) 事業を開催し、又は開設する場所について、公衆衛生及び災害防止に関する十分な設備及び措置が講じられていること。
- (5) 特定の者若しくは限られた会員又は特定の地域に係る事業でないこと。ただし、当該事業の効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。
- (6) 営利を目的として運営するものではないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのないこと。
- (8) 高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員の利益にならないこと又はなるおそれのないこと。
- (9) その他共催等の承認を行うことが不適当と認められるものでないこと。

(共催等の承認申請)

第6条 承認対象者は、共催等の承認を受けようとするときは、共催等承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、共催等の承認を受けようとする事業の開催の日の30日前までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(共催等の承認決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、共催等の承認の可否を決定し、適当と認めるときは共催等承認決定通知書(様式第2号)により、適当でないとき認めるときは所定の共催等承認却下通知書により当該申請をした承認対象者に通知するものとする。

2 市長は、共催等の承認決定に際し、必要な条件を付することができる。

(承認申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により共催等の承認の決定を受けた承認対象者(以下「承認決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、承認申請を取り下げようとするときは、その旨を所定の共催等承認申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

(承認事業の変更)

第9条 承認決定者は、共催等の承認決定を受けた事業(以下「承認事業」という。)の内容等に変更が生じたときは、速やかに共催等の承認の再申請をしなければならない。

2 第6条第1項、第7条及び前条の規定は、前項の再申請について準用する。

(承認事業の中止又は廃止)

第10条 承認決定者は、承認事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに所定の承認事業中止(廃止)届により市長に届け出なければならない。

(事業実施報告)

第11条 市長は、必要があるときは、承認決定者に対し承認事業の終了後、事業実施報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

2 前項の提出を求められた承認決定者は、遅滞なく事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(承認決定の取消し)

第12条 市長は、承認決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、共催等の承認決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により共催等の承認決定を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 承認事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 第9条第1項の再申請をしなかったとき。
- (5) 承認事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 承認事業に関する関係法令に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、共催等の承認決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の共催等承認決定取消通知書により承認決定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共催等の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。